

大東監第245号
平成19年4月10日

請求人様

大東市監査委員 北本慶三

大東市監査委員 川口志郎

住民監査請求の監査結果について（通知）

平成19年2月14日付けで地方自治法第242条第1項の規定に基づき請求のあった標記について、監査した結果は別紙のとおりでありますので、同条第4項の規定により通知します。

1 請求の要旨

- (1) 大東市は、大東市人権教育啓発推進協議会（以下「協議会」という。）の常勤職員に対し過去5年間にわたり、勤務実態がないのに、市補助金の約6割にあたる約800万円の給与・一時金を毎年支払い、さらに退職積立金を毎年30万円以上公費で積み立ててきた。
- (2) 平成18年10月まで、3年半にわたり全日本同和会大東支部にアルバイト職員を派遣し、550万円のアルバイト料を公費負担してきた。
- (3) 平成14年3月に同和対策特別法の期限切れにともない、市同促は解散したが、市はこの人物に協議会職員ポストを与えた。
常勤職員であるため本来協議会に出勤し常勤しなければならないのに、野崎地域人権協議会（以下「地域協」という。）に出向き、「職務免除」を受けていた。
市は協議会、地域協にも補助金、委託金を支出しており、市は管理監督責任を免れない。
- (4) 市長、助役、人権推進部長に対し、市民に納得のいくよう、公金の返還と補助金の是正・見直しを求め、その内容について、広く市民に知らせることを求める。

添付証拠書類

協議会 2004 年度・2005 年度会計決算書

新聞報道記事

読売新聞（2007 年 2 月 6 日朝刊）

読売新聞（2007 年 2 月 6 日夕刊）

毎日新聞（2007 年 2 月 6 日夕刊）

朝日新聞（2007 年 2 月 6 日夕刊）

産経新聞（2007 年 2 月 6 日夕刊）

（掲載省略）

2 要件審査

平成19年2月20日本件請求について、形式要件は具備していると判断し、受理した。

3 監査の実施

(1) 本件請求における請求期間制限について

協議会に対する補助金の支出、アルバイト職員の公費負担について、いずれも1年を経過している部分があり、地方自治法第242条第2項において、「当該行為のあった日または終わった日から1年を経過した時は、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」とある。

上記支出にかかる事実は、一般住民が知り得たとしても、その勤務実態については、住民が相当の注意力をもって調査したとしても、客観的にみて当該行為を知ることができなかつたと認められる。

しかし、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在または内容を知ることができなかつた場合には、地方自治法第 242 条第 2 項ただし書きにいう正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである（平成 14 年 9 月 12 日最高裁判決）とされている。

本件は平成 18 年 10 月 27 日に開催された市議会の委員会で取り上げられてから約 3 か月半経過後に監査請求が提出されており、一か月以上の期間を「相当な期間」と解することは、不合理と解し、期間徒過については、理由がないと判断した。

(2) 監査対象事項 以下の 2 点について、平成 18 年 2 月 14 日以降の支出にかかるものを監査対象とした。

イ 協議会に対する補助金の支出は、違法・不当な公金の支出にあたるか。

ロ 全日本同和会大東支部にアルバイト職員を派遣し、アルバイト料を公費負担してきたことが、違法・不当な公金の支出にあたるか。

なお、請求の要旨(3)の管理監督責任については、イの内容に包含するものとした。

(3) 証拠の提出および陳述等 地方自治法第 242 条第 6 項に基づく陳述について、平成 19 年 2 月 27 日に実施した。

その際、新たな証拠書類として、当該職員の雇用に関する大東市長と協議会々長との協定書および大東市長と当該職員との調整事項を記入した書類の提出があった。

総務部および人権推進部に対し関係書類の提出を求め、平成 19 年 3 月 5 日、関係職員から事情聴取を実施した。

4 監査の結果

(1) 事実関係について

イ 協議会の概要

平成 14 年 3 月末、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(昭和 62 年 3 月 31 日法律第 22 号以下「地対財特法」という。)の法期限後については、人権擁護施策推進審議会の答申により、人権教育および人権啓発については、協議会が担うこととなった。

これまでの啓発推進団体であった、大東市同和事業促進協議会、大東市

同和教育推進協議会、大東市明るい社会をめざす運動推進協議会、大東市事業所同和問題推進連絡会が統合され、平成 14 年 4 月 1 日に発足した。

人権教育および人権啓発を進めることで、一人ひとりが自分を含めて全ての人の人権の大切さを理解することにより、差別のないそして人権が尊重された明るいまちづくりを進めることを目的としているものである。

事業としては、コンサートやバスツアー、市民講座を実施したり、その他大東市との共催事業など、さまざまな啓発事業を実施している。

なお、監査対象期間の補助金支出額は、平成 18 年度の 15,435,000 円である。

□ 当該職員が協議会に採用された経緯等

平成 14 年 2 月 18 日、大東市同和事業促進協議会解散に伴う当該職員の処遇について、市より当該職員に対して雇用について、下記の条件等の説明を行なった。

- ・協議会職員として雇用する。
- ・本務に支障をきたさない範囲で地域協の業務を行うことを認める。
- ・サービス、給与、休暇、勤務時間等は、市職員に準ずる。
- ・地方公務員法第 32 条から第 38 条について遵守に努める。
- ・定年は大東市職員に準ずる（再任用制度は、適用しない）。
- ・社会保険等については、本人の意思により加入しないが、本人の申し出があった場合は、協議会で対応する。
- ・退職金については、継続とする。ただし昭和 60 年を始期とする。
- ・給与・手当等については大東市同和事業促進協議会で支給されていたものを継続する。但し管理職手当は支給しない。

平成 14 年 2 月 25 日大東市同和事業促進協議会解散に伴う専任職員の取扱について、市は、協議会が職員として雇用することにもなう人件費相当分については、当該職員が在職中補助を行うことを事務決裁された。

平成 14 年 4 月 1 日、当該職員雇用にあたり、市と協議会とにおいて、勤務時間は午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分とするが、本務に支障をきたさない範囲において午後 0 時 45 分から午後 5 時 15 分まで、大東市同和事業促進野崎地区協議会（大東市同和事業促進野崎地区協議会は、平成 14 年 7 月 12 日大東市野崎地域人権協議会と改組された。）の申し出を受けて、業務を行うことを認める協定を結んだ。

平成 14 年 4 月 1 日、協議会と当該職員とで雇用契約が締結され、特記事項として、本務に支障をきたさない範囲において、午後 0 時 45 分から午後 5 時 15 分まで、地域協の業務を行うことを認めている。

平成 14 年 4 月 1 日地域協より、当該職員について、地域協の目的達成の

ための基盤づくりが出来るまでの間、本務に支障をきたさない範囲において、派遣依頼が出され、同日に、協議会において了承されている。

以降、平成 18 年度まで同様の趣旨で申し入れがされ、処理されてきた。

ハ アルバイト職員の雇用について

平成 14 年 5 月 20 日付けで人権政策室課長から、人権政策室職員の死亡に伴い、人権政策室の日常業務に支障をきたすためという理由により、臨時職員の採用について内申が出され、平成 14 年 6 月 1 日から人事課において雇用の手続きがされている。

なお雇入通知書の就業場所は人権推進部人権政策室、始業・終業の時刻は午前 9 時から午後 5 時 15 分、従事すべき業務は庁務員補助となっていた。

これ以降、平成 18 年 10 月 30 日に至るまで、平成 18 年 6 月の 1 か月の期間を除き継続されてきた。

但し、平成 16 年 4 月からは、始業・終業の時刻は午後 1 時から午後 5 時 30 分に、従事すべき業務は一般事務補助に変更されている。

なお、監査対象期間の臨時職員に対する人件費の支払い総額は、社会保険料等事業主負担を含め 643,719 円である。

(円)

年 度	賃金・社会保険等
平成17年度	221,215
平成18年度	422,504
合 計	643,719

(2) 監査対象部課の陳述等

イ 地域協について

市は地域協を、同和問題をはじめ、さまざまな人権問題の解決のため、行政が実施する人権施策を円滑に推進する協力機関として、また事業展開にあっては、公共的団体としての機能を果たし、地域でのコミュニティーづくりを担い、地域住民や周辺地域の福祉の向上からすべての市民の人権が尊重される地域社会をめざし、差別の撤廃と人権擁護のための諸事業を実施するにあたり、常に行政と連携して事業推進を図る組織として位置付けをしている。

ロ 協定書について

協議会については、平成 14 年 3 月末日の地対財特法の法期限後の「大東市における今後の同和行政のあり方について」、大東市人権擁護施策推進審議会に諮問され、その答申により、今後の同和行政のあり方については、一般施策を踏まえたうえで、人権教育・啓発については、協議会が担い、地区内外の交流、相談・自立支援については、北条、野崎両地域協が担う

こととされ、平成 14 年に市が設立を要請したものであり、公共的団体として位置付けされている。

当該職員については、大東市同和事業促進協議会の事務局長として培ってきた、経験、ノウハウを持つ必要な人材として、協議会でその知識等を活かすと同時に、野崎地域協の運営についても事務局長として、人権施策に必要な人材として、協議会の職員として採用するに際し、条件を付して協定を結んだものである。

八 勤務実態について

当該職員は、地域協の事務局長の立場で、総合生活相談等の件数が増える中、相談員として、業務に携わらざるを得ない状況になり、協議会での業務に専念できなくなってきたもので、職務免除というかたちで地域協の業務に携わってきた。

ただ、大東市は、市が実施する人権施策について、地域協が協力、調整、協議を行い、行政と常に連携してさまざまな人権問題の解決に取り組んできた協力機関であり、公共的団体とし認知してきた。

また協議会とともに、市の人権施策全体の枠組みの中に位置付けて対応してきたことから、行政の施策推進と整合しているものと理解している。

二 アルバイト職員について

全日本同和会大東支部は、同和問題にかかる当事者団体として、施策推進や、問題解決を円滑に図るため連携姿勢をもって共に取り組んできたもので、職員の配置は、当該団体の事務をするものでなく、人権政策室の職員として、連絡調整の必要から配置したものである。

(3) 判断

イ 協議会への補助金の支出について

地方自治法第 232 条の 2 に「普通地方国公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附または、補助をすることができる。」としており、大東市補助金交付規則第 4 条に「市長は、補助金等の交付の申請を受けたときは、当該申請に係る書類により、当該申請に係る補助金等の交付が法令、条例もしくは規則または予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的および内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を審査し、補助金等を交付すべきものと認められたときは、補助金等の交付の決定をするものとする。」とされている。

その趣旨等は、下記のとおりである。

・補助金の趣旨

本市においては、平成 4 年 12 月に差別撤廃・人権擁護都市を宣言し、平

成 13 年 9 月には、一人ひとりが持つ人間愛をもって、共に支え合い、共に生きる強い信念のもと、人権尊重のまちづくりを推進するため、「大東市人権尊重のまちづくり条例」を制定、また、平成 17 年 3 月に、本市総合計画に基づいて進められる市の施策すべてが人権施策であるということを再認識し、総合計画で定められた市の将来像を実現させ、市が施策を進める上での基本となる考え方を示す「大東市人権行政基本方針」を策定し、今後も人権教育・啓発を推進することが、本市施策において不可欠なものとして位置付けられている。

そこで、市民自ら参加・参画できる人権啓発推進団体へ補助することにより、市と市民が一体化した人権教育・啓発活動の実施を図るものである。

・補助金の目的

より多くの市民や団体の参加により、人権教育と人権啓発を推進することで、人権尊重とその精神の涵養を図り、あらゆる差別の撤廃をめざすこと、そして、個人の尊厳が確立されたまちづくりをめざすことを目的としている。

・補助金の効果

協議会の発足により、統合前の人権啓発推進 4 団体がそれぞれ行ってきた事務の簡素化および活動の一本化を実現できたほか、幅広く事業を展開することができるようになった。

また、「人権問題は私たちの問題」という意識を市民一人ひとりが持ち、自ら企画・立案し、誰もが参画しやすい自己学習の場になっていくことが期待される。

以上、当該申請に係る補助金の交付は、本市の人権施策の推進に必要と認められるものであり、当該職員の人件費についても、申請書および実績報告書にも計上されており、その事務においても、大東市人権教育啓発推進協議会補助金交付要綱に基づき支出、精算されている。

一方、本件請求にかかる当該職員に対する給与の支給、退職金の積み立ては、協議会の会計処理行為であり、その支出については、当該団体の執行事務であって、地方公共団体の財務会計上の行為に当たらないもので、請求人の主張は理由がないものと判断する。

□ 市と協議会との協定書について

協定書については、地対財特法の法期限後の大東市における今後の人権行政のあり方について、市としての施策の中で行なった長の裁量権に基づく判断であり、その内容に立ち入って当・不当について、監査委員は判断する立場ではないものである。

ハ アルバイト職員の雇用について

アルバイト職員の雇用については、人権政策室より、当初から実際の就業場所と異なる場所で雇用の内申が行われ、また人事課においてもその事実を知り得たにもかかわらず、雇用手続きを行なっており、仮に、その職員の派遣について、公益上必要とした場合であっても、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」（平成 12 年 4 月 26 日法律第 50 号）によれば、役職員として専ら従事する場合で、条例で定めなければならないものとされており、「大東市公益法人等への職員の派遣等に関する条例」で、アルバイト職員は派遣できないこととされている。

また同条例施行規則においても、当該団体は、派遣先団体として掲げられていない。

よって、アルバイト職員の雇用、派遣にかかる公金の支出は違法・不当なものと言わざるを得ない。

5 結論

以上の判断により、請求人の主張に一部理由があると認められ、本市に損害が発生していると判断されるので、次のとおり勧告する。

人権政策室の臨時職員として雇用され、全日本同和会大東支部に就業させた職員にかかる、平成 18 年 2 月 14 日以降に支出された賃金等の総額 643,719 円について、関係職員に対し返還を求めるなど、平成 19 年 5 月 31 日までに必要な措置を講じること。